

熊本県バドミントン協会表彰規程

(目的)

第1条 本規程は、熊本県バドミントン協会(以下「本協会」という)第28条により、本協会の発展に顕著な功績のあった団体及び個人を表彰する基準を定める。

(対象)

第2条 表彰は、次のいずれかの基準に該当するものについて行う。

- (1) 本協会の育成、振興のために顕著な功績のあった団体及び個人
- (2) その他、常任理事会において適当と認めたもの

(種類)

第3条 この規程による表彰の種類は、次の通りとする。

- (1) 功労賞
- (2) 技能賞

(推薦)

第4条 被表彰者の推薦は、理事長が行う。

(決定)

第5条 被表彰者は、常任理事会において審議決定する。

(その他)

第6条 この規程の改廃は常任理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県バドミントン協会表彰規程細則

第1項 表彰規程第2条の基準によりこの規程を定める。

第2項 功労賞をあたえる基準

- (1) 本協会の育成、振興のために顕著な功績のあった団体及び個人
- (2) 本協会役員等を10年以上歴任し、退任した者でその功績顕著な個人
- (3) その他、常任理事会において適当と認めた団体及び個人

第3項 技能賞をあたえる基準

- (1) 日本バドミントン協会が主催する全日本大会において優勝した団体及び個人、又は、これに準ずる成績をおさめた団体及び個人
- (2) 国際試合に日本代表として参加し、特に優秀な成績をおさめた団体及び個人

第4項 表彰は、原則として毎年1回、本協会理事会の際に行う。

第5項 この細則の改廃は常任理事会で決定する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。